

ケアプランデータ連携に関するQ&A

【1. システム仕様・運用ルールに関する質問】		ご回答
・事業所側で必要となる機器・通信環境の最低要件は何ですか。		「ケアプランデータ連携システム」操作マニュアルの他、スタートガイドでお示ししております推奨環境をご確認ください。
・事業所が利用する際の費用負担（初期費用・運用費用）は？		初期費用・運用費用はライセンス費用のみですが、現在フリーパスキャンペーン期間中の為掛かりません。サポート費用の設定はございません。PC、介護ソフト他は別途は必要です。
・利用後の費用負担や必要なメンテナンスはありますか。		ご利用にあたっては、現在フリーパスキャンペーンの適用期間である為、必要ございません。保守サポート費用の設定もありません。アップデート等が必要な場合は適時お知らせにてご通知いたします。
・ケアプランデータの保存期間や削除ルールはどのように定められていますか。		「ケアプランデータ連携システム」利用規約第17条にお示ししております。 - 第17条（個人情報の取扱い）- 2. 国保中央会は、システム利用者から送信されるデータにおける個人情報の取扱いについては、暗号化したケアプランデータ等をサーバ上に一時的に保持し、送信先のクライアント端末に保存された時点でサーバから削除することにより、国保中央会がシステム利用者に由来する個人情報を長期間保持することのないよう、取り扱うものとします。
【2. セキュリティ・個人情報保護に関する質問】		
・個人情報の暗号化方式やセキュリティ基準はどうでしょうか。		厚生労働省「医療・介護分野の個人情報保護ガイドライン」に準じた仕組みとなっております。
・事業所内でのアクセス権限管理（職種別の閲覧制限）はどこまで設定できますか。		閲覧制限設定等はございません。現在は運用で管理いただく必要があります。
・利用者・家族の同意取得はどの範囲まで必要ですか。		ケアプラン内容に関する説明とその同意は必要ですが、ケアプランについて介護事業者同士でやり取りする表にサインなどは必要ありません。所轄自治体（保険者）にご確認ください。
【3. システム連携・互換性に関する質問】		
・自町のシステムは、対応可能となっていますが、デスクトップ、他5台すべて使用ができるのでしょうか？		複数台のご利用では留意事項がございます。「ケアプランデータ連携システム」ヘルプデスクサポートサイトの”よくあるご質問”をご確認ください。
・既存の介護ソフト（請求ソフト・記録ソフト）との連携はどの程度可能ですか。		「ケアプランデータ連携システム」は介護記録ソフトで作成されるケアプランをデータ連携するシステムです。請求ソフトとの連携するものではありません。
・医療機関の電子カルテとのデータ連携は将来的に予定されていますか。		現時点では予定はありません。
・ケアプランデータ連携システムにおいて、データのやりとり以外で、今後、他にできることが増える可能性はありますか。		介護情報基盤へのケアプラン情報の登録ができるようになります。
・ケアプランデータ連携システムに対応できないパソコンなどもあると聞いたが、それは本当ですか。どのパソコンが対応できる・できないが分からぬいため、ケアプランデータ連携システムの導入を躊躇しています。		「ケアプランデータ連携システム」操作マニュアルの他、スタートガイドで推奨環境をお示ししております。windows、インターネット環境は必須となります。

ケアプランデータ連携に関するQ&A

【4. 現場運用・業務負担に関する質問】	
・ケアプラン作成・共有の業務負担はどの程度軽減される見込みですか。	連携した計画表、利用票のデータを介護ソフトで取り込むことが可能となり、紙で受け取ったデータの転記作業の必要が無くなります。今まで、目視で再入力していたことが変わることで入力ミスも削減でき、請求返戻のリスクも減ります。業務負担の軽減だけではなく、沢山のデータを入力し、ミスの確認を複数回行うような心理的負担の削減にも繋がります。
・ケアマネジャーとサービス事業所間の情報共有のタイムラグはどのように改善されますか。	上記と同様のご質問ですが、タイムラグと捉えると、正確性が向上します。連携した計画表、利用票のデータを介護ソフトが取り込むことが可能となり、転記作業が無くなります。
・システム導入のデメリットがあれば、教えてください。	今までのアナログの仕組みに行ってきましたことを変える必要と組織の内部周知も必要となります。新しい取り組みはストレスも伴うものになりますが、デメリットと捉えず行っていただきたいです。
・ケアプランデータ連携システムを導入している事業所が周りにいない場合、本システムを導入するメリットを教えてください。	「連携」と名称にもあるように、周囲の事業所と連携して初めて効果を得ることができます。現状は無料ですし、補助金における賃上げの上乗せ要件にもなっていますので、この機会に導入頂き、お付き合いのある介護事業所にお声掛け頂いて、地域全体で効率化を進めて頂ければと思います。
・実際に活用していますが、データの送受信の通知がないので見逃してしまうことがある。何かいい方法はないか？	通知アラートの機能はありませんので、事業所内での送受信の運用方法をご検討ください。
【5. 制度・法令・責任範囲に関する質問】	
・システム導入に伴う加算・減算など、報酬制度への影響はありますか。	令和8年度報酬改定については、現在議論が進められていますが、居宅サービス事業所に関しては今後ケアプランデータ連携システムの加入を要件にする方向の議論が行われています。
【6.介護情報基盤との統合に関する質問】	
・介護情報基盤にケアプランデータ連携システムが統合されると聞いたが、現状、早期にケアプランデータ連携システムを導入するメリットとして、システム操作に慣れることができる以上に他に何かありますか？	①生産性向上の効果を早期に得ることができる ②介護情報基盤が自治体で開始される際にスムーズな基盤へのケア情報登録ができるようになる。
・現在、管内の事業所間でケアプランデータ連携システム以外のソフトを使用し、情報共有を行っているため、ケアプランデータ連携システムを導入するメリットがない。それでもケアプランデータ連携システムを導入しないといけないのか。ゆくゆくは、本システムの導入が必須になるのか。	将来的には介護情報基盤へのケアプラン情報登録のためにケアプランデータ連携システムの利用が必要になります。現在利用されている介護ソフトとケアプランデータ連携システムの同居は可能であり、同じ介護ソフトを利用していない介護事業所との連携に利用してみてはいかがでしょうか。
・今使っているソフトがデータ連携システムを導入している場合は準備不要なのか？必ずカードリーダー等準備が必要なのか？	ご質問の意図が把握できません。こちらは何の準備を指されていますでしょうか。 カードリーダーは介護情報基盤を利用する際に、利用者（高齢者の方）マイナンバーカードの読み取り時に使用されます。
・介護保険更新申請はどのように行われますか？	所轄の自治体にご確認ください。